

<別表> 保護者負担軽減事業費補助金

区分	対象基準(世帯)	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 市民税所得割非課税世帯のひとり親世帯等(※)	11,400円	11,400円	11,400円
2	市民税所得割非課税世帯 (市民税所得割額が 77,100 円以下のひとり親世帯等(※)を含む。)	8,400円		
3	市民税所得割額が 77,100 円以下	7,000円	7,000円	
4	市民税所得割額が 211,200 円以下	7,000円	7,000円	10,800円
5	市民税所得割額が 256,300 円以下			10,200円
6	上記の所得割額を超える世帯			7,000円

※ひとり親世帯等…3ページ6表に該当する世帯

※対象経費である「特定負担額」とは、園則に定めがあり、特定教育・保育の提供にあたり、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められるもので、保護者が毎年度徴収されるもの。

ただし、実費徴収、一部の園児が対象のもの、入園時に一括徴収するものは対象外。

(例) 基準以上の職員配置の人件費・施設的环境維持向上のための費用等

※補助金額は、市民税所得割額および園児の兄姉の状況により区分を決定します。

(4月～8月分は令和6年度、9月分は令和7年度の所得割額に基づきます。)

※市民税所得割額は、税額控除(調整控除、定額減税を除く)適用前の額を算定基準とします。

世帯の2人以上に所得がある場合は合算額となります。

※園児の兄姉の状況が以下のいずれかに該当する場合、補助金加算の要件対象となります。

- ① 保護者と生計を一にしている
- ② 幼稚園・認可保育所・東京都認証保育所・認定こども園に在園している
- ③ 特例保育・家庭的保育事業等を利用している
- ④ 特別支援学校の幼稚部に在籍している
- ⑤ 児童心理治療施設に通所または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している就学前児童である

※政令指定都市から転入した方へ

地方税法の改正により、政令指定都市における個人住民税の税率が平成 30 年度から変更(道府県民税4%→2%、市民税6%→8%)となりましたが、所得階層判定については、旧税率により算出した所得割課税額・税額控除を用いて行います。

※満3歳児クラス在籍園児が以下すべての要件を満たす場合に、預かり保育利用料(在籍園の預かり保育事業が十分でない場合の他園における幼稚園型一時預かり事業利用料も含む)に対して別途、

月額上限 16,300 円(預かり保育分は月額上限 450 円)

の補助が出ます。

- ① 保育の必要性がある
- ② 課税世帯である
- ③ 第2子以降である
- ④ 満3歳児クラスがある幼稚園等に在籍している

なお、申請方法や書式については、市ホームページをご確認ください。

<補足> 幼稚園等における実費徴収に係る補足給付補助金

対象世帯 ・小学3年生以下から数えて、在籍児童が第3子以降に該当する全ての世帯
 ・上記「保護者負担軽減事業費補助金」の区分で、区分1～3に該当する世帯
 (=市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯)

補助額 ・主食費 月額上限 3,000 円
 かつ、1食分の食材料費※×実食数が給付上限となります。(※=給食費全額ではありません。)